

昭和戦中期の暦——暦と大麻の頒布強制と頒暦数の急伸

下村育世

要旨

現在では多様な暦が当たり前のように流通しているが、戦前の暦は政府による統制を受け、官許を受けた「官暦」（以下、「暦」）以外は編纂・製造・頒布（頒暦）を著しく制限されていた。頒暦数は戦中期に飛躍的に伸長し、昭和一八年に約四九八万部の最高値を記録するが、その理由や背景について問われることはなかった。太平洋戦争が激化する戦時下に最高頒暦数が記録された理由として人口増加との関連も考えられるが、そのみで説明しきれない。本稿は、この時代的背景について問おうとしたものである。

戦時下における頒暦数の伸長は、頒布制度面において暦と相即不離の関係にあった神宮大麻（以下、「大麻」と）の関連を無視して説明できない。本稿では、戦前の暦の頒布数の推移を大麻のそれとともに概観し、戦前の両者の頒布制度等との関連を確認した後、頒布網の整備、頒布の強制、そして統一的時間の徹底という観点から考察した。加えて、祝祭日における国民の動員、植民地における暦法の統一といった国家的課題も取り上げることで、暦が戦前の国家にとっていかなる意味を持ったかにも迫ろうとした。

はじめに

現代の日本では年末になると、神社仏閣で様々な種類の暦が頒布され、書店で「高島暦」などと銘打たれた六曜などのお日柄の情報（暦注）を記載された暦が販売されている。今では多様な暦が当たり前のように流通しているが、戦前の暦は政府による統制を受け、官許を受けて頒布された「官暦」以外は編纂・製造・頒布を著しく制限されていた。つまり政府の認めた暦（官暦）のみ公的に通行が許され、これら以外には発禁処分を受けるなど規制を受けた。取締対象であっても秘密裡に、ときには取締から逃れるため実在しない出版人名義で発行され続けたのは、官暦にはない暦注などが豊富に記載され、需要も高かったからと言われている。これらは、正体不明であることから「お化け暦」と称され、多様な需要に応えて種類も多かった。¹このように、戦前の暦は官暦のみで語り尽くせるものでないが、本稿では公的に頒布された官暦を対象とし、以下、断りなき場合、戦前については「暦」として官暦を指すこととする。

西内雅や鈴木義一が指摘しているように、戦前の暦の頒布数（頒暦数）は昭和一八年に四、九八二、一八二部の最高値を

記録した。²当時公許をうけ頒布された暦は、主に官衙や学校など向けの「本暦」と一般の人々向けの「略本暦」の二種類のみで、頒暦数とはこれらの頒布数を合算したものである。しかし西内が明治三三年から昭和三六年までの頒暦概数を本文でなく脚注に記したことからも窺えるように、彼らは神宮に関わる暦の歴史を叙述するなかで頒暦数に触れたにすぎず、頒暦数と社会的背景との関連などについては考察の対象外であった。そしてその後も長らく、戦中期の頒暦数の飛躍的伸長や昭和一八年に最高値を示したことの理由や背景について問われることはなかった。これは、近代の暦にかかわる先行研究が明治改暦前後期という限られた時期を主たる対象とし、以降を対象とすることがほとんどなかったことも理由の一つであろう。しかし考えてみると、太平洋戦争が激化する戦時下に最高頒暦数が記録されたことを理解するのは単純なことではない。人口の増加率との関連も考えられるが、同時期の頒暦数の急激な伸長をこれのみでは説明しきれない。本稿は、この時期に最高頒暦数を記録した背景について問おうとするものである。

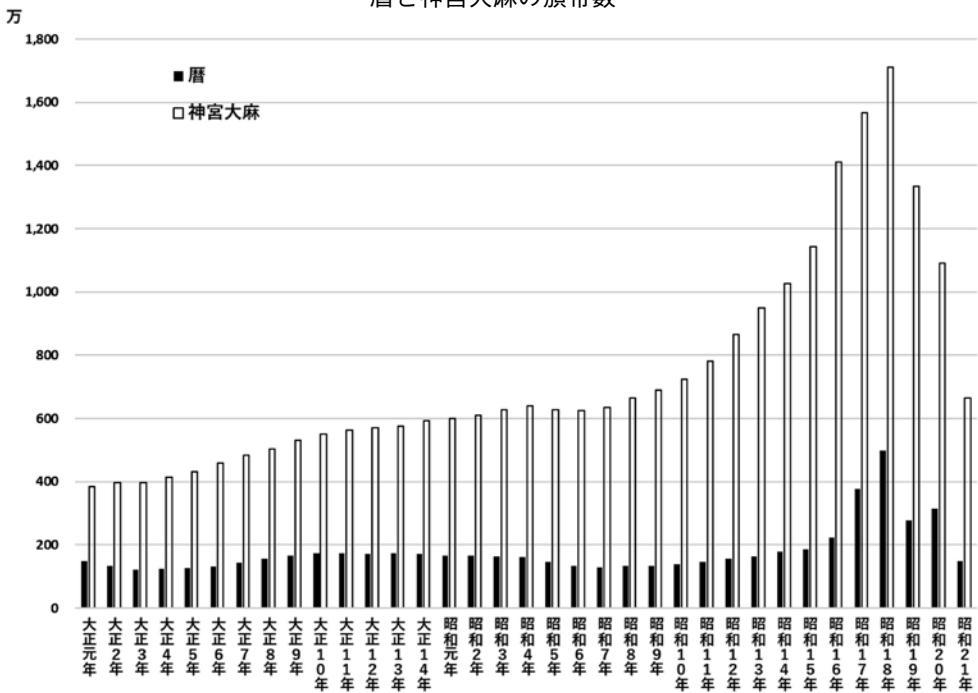
以下、戦前の頒暦数の推移を、神宮大麻（以下、「大麻」とする）のそれとともに概観し、戦前の暦と大麻の頒布制度等における関連を確認した後、頒布網の整備、頒布の強制化、

そして統一的時間の徹底化という観点から考察していく。戦時下における頒布数の伸長は、制度面において相即不離の關係にあった暦と大麻の関連を無視して説明することはできない。とはいえ暦を単に大麻の従的・補助的関係にのみ位置づけるのでは、戦前の暦の頒布が国家的事業であり続けた理由を理解することは難しい。本稿では、祝祭日での国民の動員、植民地における暦法の統一といった、戦中期にとりわけ先鋭化した暦にかかわる国家的課題も取り上げること、暦が戦前の国家にとっていかなる意味を持ったかについても考えていきたい。

一、戦前の暦と神宮大麻の頒布数

戦前の頒布数の変遷については、既に筆者らが別稿でまとめているため、⁴ここではそれに補足を加えながら要約したい。図表は、⁵大正元年から昭和二年にかけての暦と大麻の頒布数を示したものである。大麻については後述するが、いずれも国内だけでなく外地の頒布数も含まれる。⁶この時期の頒布数を概観すると、大正三年の約一二三万部を底として、その後緩やかに上昇傾向を示していたが、昭和元年から減少傾向に転じ、昭和七年に約一二九万部まで落ち込み、その後再度

暦と神宮大麻の頒布数



緩やかな上昇傾向となり、昭和一六年に二〇〇万台を突破すると急激に増大し、翌一七年には三〇〇万台、一八年には一六年の二倍以上にあたる約五〇〇万部を記録した。戸数千に対する暦の頒布数も公表されているが、昭和一五年に一一二、一六年に一三三、一七年に二二九となり約二割以上の戸において暦が頒布された。⁷昭和一八年には、当時の全国戸数が約一四五〇万戸であるから、三割以上の戸に暦が行き渡っていたことになる。

当時の史料の表記にもばらつきがある上、これまでの研究でも慣例的に「年」で表記されたため本稿もそれに従うが、注意したいのが、「昭和一八年」とは「昭和一八年度」を意味していることである。⁸その昭和一八年度とは、昭和一九年暦の頒布を行なった年度で、昭和一九年暦の頒布数が集計されている。⁹昭和一九年とは同様に昭和二〇年暦を頒布した年度であり、昭和二〇年とは、終戦となり占領下で昭和二一年暦を頒布した年度である。戦中という意味では昭和一九年までであるが、昭和二〇年すなわち昭和二二年暦の頒布までは、暦の頒布自由化の直前にあたり、伊勢神宮による頒暦体制が続いていた。昭和二〇年一二月にGHQから神道指令が発されたことを受け、翌二一年七月の内務省令第三二二号で神宮は特権的な頒暦権を失う。以降、暦は誰でも自由に頒布できる

ようになり、神宮による暦は公的な後ろ盾を失い、種々の暦の一つとなった。それまでの神宮の暦は固有名詞をつけて呼ばれてこなかったが、頒暦自由化の初年にあたる昭和二二年暦から「神宮暦」と改称、以後も同名で頒布され現在に至っている。¹⁰

昭和一八年には、暦だけでなく大麻も最高頒布数を記録する。大麻とは、全国各地で頒布された神宮の神札である。大麻の頒布数の推移も概略すると、昭和五・六年を除いて、大正元年から昭和一八年までほぼ右肩上がりに頒布数の増加が見られる。大麻のそれは、暦と比較すると早い時期から上昇傾向が見られ、昭和七年前後から伸長率が増大し、一〇年最初の七〇〇万台になると、一六年には七年の二倍以上の一四〇〇万台へと躍進し、一八年には最高頒布数の一七二万部を記録した。一六年から一八年にかけての伸長率は暦の方が高いが、暦と大麻は戦争末期の同時期に劇的な頒布数の伸長をみ、一八年にピークを迎えている点で軌を一にした推移を見せる。数値のみではわかりにくいのが、とりわけ戦時下の大麻の頒布数は驚異的で、内地のみの頒布数でいうと、一六年には前年の九〇〇万台から一一〇〇万台へ、翌一七年には一二〇〇万台、一八・一九年には一三〇〇万台へと急伸した。これは、全国の戸数の少なくとも九割以上に頒

布されたことを意味した。¹¹そしてより細かく見ると、大麻の内地のみの頒布数は、昭和一八年と一九年で際だった差はないとはいえ微増しており、一九年で最高値を示した。既述したように昭和一九年の数値は、昭和一九年の年末に頒布され、翌二〇年の元旦に各家庭の神棚に新たに奉納される大麻の頒布数である。つまり内地のみに限った大麻の頒布数は終戦時まで伸長し続けたことを意味する。他方、暦は内地の頒布数も昭和一八年がピークであり、戦争最末期に減少に転じた。西内は、頒布数が昭和一八年にピークを迎え、翌年から減少した理由として、戦時下の紙の統制を主たる要因と指摘する。¹²物不足の戦争末期においてすら内地の大麻の頒布数の減少が見られなかったことは、当時の日本における大麻の位置づけを考える上で重要なヒントとなる。

筆者は既に、麻暦の頒布制度史、頒布前儀礼、政府による頒布奨励に着目し、戦前の暦と大麻には強い関連性があったことを論じ、近代の暦の歴史は近代神社道史と切り離せない関係があったことを述べた。¹³明治一五年に暦の頒布の権限が神宮司庁に移されて以降、先の終戦まで、暦の頒布（および製造）は、細かな変遷を経つつも、大麻のそれと同一の機関に管掌され、同一の過程を経て全国頒布された。暦と大麻の頒布事務は、明治一五年四月以降神宮司庁、次いで三三年

九月以降新たに設置された神部署、その後四五年四月に神宮神部署と常に同一の機関によって担われた。また麻暦を各地で頒布する者も共通していたため、全国の頒布網も末端に至るまで共有した。頒布前に幾度か行なわれる厳かな神道式儀礼においても共に神前に供された。さらには政府による通牒類などでも、大麻に主眼が置かれていたことは否めないが、麻暦はセットで言及され頒布奨励を呼びかけられた。本稿で概観してきた麻暦のそれぞれの頒布数の数値が、神宮神部署により公刊された『神宮大麻及暦頒布統計表』や『神宮大麻及暦拝受統計表』といった同一史料に拠っていることも、戦前の両者の強い関連性を示すものといえる。そしてこの関連の強さは、戦前の暦の頒布数に強く影響を与えた。以下、昭和戦前期、とりわけ満州事変、日中戦争、太平洋戦争へと日本が歩を進めた帝国主義期における暦について、同時期の大麻をめぐる状況に着目しながら見ていく。

二、頒布網の緊密化と公的性格の強化

(一) 昭和二年以降の頒布制度

戦前の麻暦の頒布体制の変遷は、いわば全国全ての戸に漏れなく頒布できる緊密な頒布体制をいかに作り上げるかの試

行錯誤の過程だったと言えることができる。ここではまず昭和二年以降の麻暦の頒布制度や体制が、以前といかなる点で異なるかに注目して見ていきたい。¹⁴

昭和二年、財団法人全国神職会が麻暦の全国頒布に全面的に関与することが決定した。以降、昭和一六年七月に全国神職会が大日本神祇会へと改称する動きはあるものの、頒布体制の大幅な改革はなく、終戦時までこの体制が続く。

それまでの経緯を簡単に振り返ると、明治四五年四月、勅令第八五号により神宮神部署官制が公布され、神宮神部署が麻暦の製造・頒布を管掌することになる。以降、神宮神部署により麻暦が製造、各地に移送され、その地で実際に頒布従事者によって配られることとなる。神宮神部署による管掌はその後終戦時まで続くとはいえず、各地で実際に頒布に従事する者はその後も変遷した。官制公布時には、それまで各地で頒布に携わった財団法人神宮奉斎会との契約を解除し、新たに全国二八カ所に神宮神部署支署を設置、支署を通じた神宮神部署による直接頒布へと頒布体制の改革が行なわれた。支署には奏任官待遇の主事が支署長などとして置かれることになったが、同年九月に主事に任命された二七名の顔ぶれは、藤岡好古をはじめ篠田時化雄、今泉定助など神宮奉斎会の会長や支部長などを歴任した人物が目立ち、新体制になったと

はいえ実質的に神宮奉斎会の培った全国頒布のノウハウが継承されたといえる。¹⁵その後大正一三年一月、神宮神部署官制が改正され（勅令第二九三号）、頒布区域の整理の結果、支署も統廃合され一四支署に減じられる。そして昭和二年三月、神宮神部署官制が再改正（勅令第二七号）、支署を全廃し神宮神部署による麻暦の直接頒布を廃止し、各地での頒布を全国神職会に委嘱することになった。これにより全国神職会の一万人以上の神職が大麻・暦の頒布に動員されるシステムが成立することとなる。

元内務省神社局長・佐上信一が昭和一七年に語った回顧談によると、これら一連の改革の背景には以下があったとされる。¹⁶

神宮の大麻・暦に付いては、神宮神部署支署なるものは、兎角一般神社と若干遊離して居つた関係上、官国幣社並に各府県社以下神社自ら調製する御札の頒布と、利害が相衝突するやうな場合が少くないので、神宮の調製する大麻・暦頒布の増加率が十分でない〔略〕

この短い発言から当時の事情を正確に把握することは難しいが、次のような事態を招いていたと考えられる。既に神職と

協力関係を築き頒布を行なった地域もあり頒布方法は道府県レベルで多様であったとはいえず、同一地域に神宮神部署支署と一般神社がある場合、両者は必ずしも協力関係にあったわけではないため、各家庭には支署ルートで大麻が、一般社ルートで御札がそれぞれ異なる人の手によって頒布された。両者は神棚の奉斎上競合しないとされるが、当時それが徹底的に周知されていたとは考えにくく、¹⁸頒布のたびに両者の違いなどについて人々から説明を求められるといったやりくさがあつたと想像できる。全国神職会に頒布委嘱することとは、各地域の事情に精通した一般神社の神職を頒布従事者として動員できるとともに、神棚に奉斎する神札の頒布ルートを単純化、場合によっては一元化することで、現場での不必要なトラブルの軽減にもつながった。新頒布方法は、頒布数の伸長を大いに期待されて、採用されたといえる。

(二) 昭和戦中期の暦の編纂・製造・頒布体制

戦前の麻暦の頒布体制は、長い試行錯誤の末、昭和二年に一応の完成に至った。全国神職会への頒布委嘱に伴い、同年七月に「神宮大麻及暦頒布規定」(司庁達第七号)や「同規約」(神第三九号司庁決議)などが新たに定められ、頒布体制や方法が急速に整備されていく。

全国に頒布される麻暦は神宮神部署でほぼ製造されていた。「ほぼ」と留保を設けた理由は、大麻の製造は神宮神部署で全て製造し得たが、暦はその原稿のみ東京天文台が編纂したからである。暦の製造にかかわる神部署と天文台との年間のやりとりは以下のようなものであった。天文台から毎年二月下旬に送られてくるその原本を、神部署の第一分室(神宮司庁旧庁舎内)の製暦工場でまずは活版に組み立てる。試し刷りを三度重ねて天文台に送り返し、校正を受け、最後に東京帝国大学に送り最後のチェックを受ける。校正が完了すると、活版をステロに取り、製紙会社で特注した印刷用紙を用い印刷を開始する。毎年一六〇万部以上の暦の製造を行なうため、全部を仕上げるのに一〇月上旬までかかったとい¹⁹う。

神宮神部署内での麻暦製造の年間スケジュールは、神部署の諸祭典の日取りでおおよそ理解できる。四月一日に「神宮大麻及暦製造始祭」という麻暦の製造を始めるにあたり奉製の無事を祈願する祭典が、翌二月二五日に奉製の無事終了を奉告する「同終了祭」が、いずれも神部署第一分室内で神部署署長と製造に関わる現業員参列のもと行なわれている。一〇月から始まる全国頒布に向けて、毎年四月一日から麻暦の製造に本格的に着手していたことがわかる。

全国への頒布は、毎年一〇月一日に内宮神楽殿で行なわれる「神宮大麻及曆頒布始奉告祭」によって始まりを告げられる。神部署関係者のみで行われる祭典と異なり、内務省神社局長、全国神職会の代表者すなわち各道府県神職会代表者、さらには外地の頒布嘱託者等が毎年参加しており、神宮神部署の年間の祭典のなかで最大規模のものである。同祭では、大宮司、小宮司、各禰宜も参列、修祓の後、神前に麻暦が奉安され、祝詞奏上、玉串奉奠、天照大神の大御前で麻暦の頒布を始めを奉告する。最後に神部署長より参列者総代（いずれかの道府県神職会会長）に麻暦を授与して祭典は修了する。とりわけこの最後の授与は、頒布開始の宣言だけにとどまらず、神職会に全国頒布の委嘱、そして神宮の麻暦が道府県神職会を通じて全国各地へ頒布されることを象徴的に示すものであった。ジョン・ブリンが正しく指摘するように、この儀礼に毎年参加することを通じて、これまで神宮というもののへの認識が希薄だった神職たちに、神宮に対する全く新しい帰属意識が植え付けられていった。²⁰

神部署で製造された麻暦は、各道府県神職会に一括で発送され、一〇月一五日から年末にかけて全国各地で頒布される。その前に各道府県神職会は、一〇月一日以降の任意の日に、知事や各郡神職会代表が参列する頒布式を「莊重盛大に」²¹執

行することを義務づけられていた。この道府県レベルの頒布式が終わった後、道府県神職会から麻暦を分送された市町村等でも、任意で頒布式が執り行われ、頒布趣旨の確認と徹底が各地で図られる。麻暦はこれら一連の儀礼を通じて聖性を付与された後、ようやく各戸へ頒布されることになる。

実際の頒布にあたる頒布従事者は神職、市町村吏員、教職員、その他の公務員に限定され、公的品格を強く印象づける人的ルートを用いた頒布方法が採られた。昭和一〇年度の頒布従事者は、全国で計三九、七八二人であり、その内訳は神職一一、八〇八人、市町村吏員六、八七四人、教職員一、二九一人、その他一九、八〇九人であった。²²

ところで、「頒布」という当ても使用された用語を用いると、あたかも無料配布であったかのような誤解を招きかねないが、暦と大麻は金銭の授受を伴って配布されている。昭和二年以降は、略本暦五銭、本暦五〇銭、大麻一〇銭、大大麻五〇銭と定められた。そして各道府県神職会は、麻暦の頒布数に応じて、「頒布費」と言われるキャッシュバックを神宮神部署から受け取った。²³ 頒布費の存在が頒布数伸長を促すモチベーションになったことは想像に難くない。

翌年三月一日、内宮神楽殿で「神宮大麻及曆頒布終了奉告祭」が神宮神部署神職により執り行われ、これをもって年度

の麻暦製造・頒布が全て終了する。年末までを原則とする頒布期間がこの時期までずれ込むのは、特別の理由のある地域に二月二〇日まで頒布の延長を認められる特例措置のためである。²⁴

(三) 公的性格づけ

政府は毎年、神宮にて「神宮大麻及曆頒布始奉告祭」の執り行われる時期に、神社局長による「神宮大麻及曆の頒布徹底に関し一段の配慮を相煩したき旨」の通牒を、各地方長官に発したとされる。²⁵ こういった趣旨の通牒は既に大正期より見られ、²⁶ 昭和期には毎年発されたと言われるが、一例として昭和三年一〇月五日付で内務省神社局長から各地方長官宛の次の通牒（内務省神司社第五三号）を挙げたい。

神宮大麻及曆頒布ノ実績ニ関シテハ、毎年格別ノ御配慮ニ依リ、逐年好結果ヲ来シタルハ喜フヘキ傾向ニ有之候処、本年ハ御大礼ヲ行ハセラルル好機ニ際会シ、且ツ頒布時期モ切迫ノ折柄ナレハ、此際鋭意之カ普及ヲ図リ、国民一般ヲシテ益神宮崇敬ノ実ヲ挙ケシムル様致度、貴管下ノ該頒布機関ニ対シ督励ヲ加ヘラルル等、一層ノ御配慮相煩度²⁷

右は、政府から地方のトップに向け麻暦の頒布普及を図り「神宮崇敬ノ実ヲ挙ケシムル」ことを督励した通牒であるが、これを受け地方でも管下の地方市町村や小学校長等に向けて一斉に通牒を出したようだ。例えば秋田県では、同年一〇月一九日に秋田県学務部長から各市町村長、各県立学校長、各小学校長宛に「神宮大麻及曆頒布趣旨徹底ニ関スル件通牒」が発された。

神宮大麻頒布ノ義ハ、皇祖天照大神ノ大御璽トシテ、全国各戸年毎ニ奉斎シテ、朝夕崇敬ノ誠ヲ致サシメムトスル国家ノ事業ニ有之。曆亦明治十六年以来、伊勢神宮ニ於テノミ頒布シ得ルモノニ有之、一ハ以テ神宮崇敬人心統一ノ上ニ於テ、一ハ以テ正確ナル曆ニ拠ラシムル上ニ於テ何レモ重要ナル国家的事業ニ有之候（略）本年ハ時恰モ御大礼ヲ行ハセラルル好機ニ際会シ、且ツ頒布時期ニモ直面シツツアル場合ニ有之候條、此際更ニ如上ノ趣旨ヲ一般ニ徹底セシメ、以テ全戸漏ナク頒布シ得ラルル様、一層ノ御配慮相成度²⁸

右は、政府の通牒と酷似した内容となっており、政府の通牒

の度合いを強めていったといえる。曆にはこれに類する制度はないが、公的性格を強めた大麻とともに頒布されたため、頒布の現場でも授受を促進する方向に働いたことは想像に難くない。³²

(四) 末端の受け手の動員と組織化

実際の頒布方法は、道府県により少しずつ異なる。各道府県神職会は、「神宮大麻及曆頒布規約」に反しない限り、地域の実情に即した「頒布細則」を設け頒布促進の自助努力を行なう裁量を持っていた。各地の神職会は、管下の頒布状況とともに独自の頒布方法について毎年神宮神部署に報告していた。³³

各道府県神職会は、頒布成績の競争も促された。先に挙げた『神宮大麻及曆頒布統計表』には昭和二年から麻曆の「成績優良郡市一覧表」が掲載され、全国の頒布成績が一目でわかるようになった。また昭和五年度からは頒布優良な道府県神職会に、成績に応じ神宮神部署から表彰金を贈呈、表彰される制度も導入された。³⁴ 各都市郡はもちろん道府県レベルでも頒布数の伸長に対する競い合いを促され、頒布方法の工夫も含めたプレッシャーがかけられていった。

各地域でいかなる頒布方法が実際に採られたかを窺い知る

ことは簡単ではないが、以下では他の地域でも参考にされた方法を紹介したい。昭和七年度の鹿児島県神職会からは次のような頒布方法を神宮神部署に報告している。鹿児島市では各小学校の校長教員の代表者を神宮の頒布式に参拝させ、学校ではその同時刻に遙拝式を挙行し、児童に大麻の尊厳と主旨を伝えることに努めたという。薩摩郡大村では、神職主催で小学校児童に大麻に関する作文を書かせ、児童を通じて家庭や一般社会にその主旨を宣伝しようとした。頒布式の当日には国旗を掲揚し、大麻到着の日は学校児童が迎ええたり、婦人会が活躍したりする町村も多かったとされる。³⁶

昭和一二年度の奈良県山辺郡二階堂村では、それまでの神職による方法を取り止め、村内全戸頒布と学校の生徒への敬神教育を目的として、生徒が各戸への頒布に奉仕することを決めた。その手順は以下の通りである。³⁷

学校生徒の奉仕による頒布方法

一、大麻頒布に関する印刷物を村内全戸に配布するのと。(この印刷物)

二、申込書用紙の配布。

三、児童をして申込書を集めさせる。

四、申込書を整理して、大麻及曆をおうけになる数を

確定し関係神職に通知する。

五、神職は申込数だけを学校に送付する。

六、十二月中、吉日を卜し、各尋常校に於て関係神職並区長及その他来賓の参列を得て、厳かに、大麻の拝受式を行ふ。一般村民各位の御参列を希望す。

七、同日、大字担任職員、児童を引率して、当該大字区長の宅に伺ひ、職員指導の下に、児童をして、敬虔なる態度を以て、出来るだけ丁寧に、おぼろにする。

いずれの例も、義務教育である小学校の教育の一貫として、なかには教育カリキュラムに組み込みながら、大麻の頒布主旨や敬神思想を児童に教育することで、地域の頒布数の伸長に繋げようとしている。奈良県の児童による頒布方法は、地域全体で受け取りを当然視する雰囲気醸成し、受け取り拒否を心理的・実質的に困難なものとするプレッシャーをかけた頒布方法であつたろう。

小学校児童の動員だけではない。先に述べた鹿児島県では「婦人会が活躍」とあつたが、他にも青年団、町内会、部落会、隣組などが頒布に関わつた地域も多い。奈良県奈良市では昭和八年度、青年団を介した頒布を行なつた。青年団が、各戸

に頒布の趣旨を書いた紙をあらかじめ手分けして配つておき、夕食後の時間を利用して頒布する方法を採つたという。神職による頒布では受けなかつた家も、「親しみをもって」青年団を歓迎し、成績が非常に挙がつたと報告されている。³⁸ 東京市では昭和一六年度から、「市民万戸奉斎を徹底せしむるために」、従来の氏神の神職による各家庭への頒布から隣組組織を利用する方法に変更された。

一、東京府神職会はその事務所において、関係者参列の上頒布式を行ひ、各市内の氏神社に交付す。

二、区内の各氏神社は区長、区神職会長の協力を得て、該当区役所において共同して奉告祭並びに頒布式を執行し、町会長に交付す。

三、町会長は隣組長を氏神社に参集せしめ、神職奉仕により大麻を隣組長に交付す。

右により難い場合は関係者協議の上適当な場所で神職奉仕の上交付する。

四、隣組長は組員拝受者を招集して、大麻奉斎の趣旨を述べこれを授与する。

頒布実施に先立ち、隣組長は拝受する組員から予め初穂料を取纏め町会長、区長を通じて府神職会長に納

入する。³⁹

以降東京市では、各戸への頒布と初穂料の徴収は隣組長の役目となった。東京府下の三多摩郡でも、同年度、大麻は神宮から道府県神職会、各区町村常会長の手を経て、隣組長によって頒布される体制に変更されている。これは、東京府の頒布率が全国的に見ても低いことを受け、神祇院による頒布規定の改正にてこ入れがなされたことが背景にあった。⁴⁰興味深いのは、奈良・東京市いずれも以前は神職による直接頒布だったことである。大麻の頒布は浄土真宗やキリスト教等との間で以前から軋轢を生じさせたため、青年団や隣組などによる頒布方法は、神職を介した以前の方法よりも相対的に宗教色を払拭させ、スムーズな頒布に繋がったかもしれない。とはいえ青年団に「親しみ」を持ったから成績が伸びたとする報告を必ずしも文字通りに受け取ることはできない。むしろ地域の顔見知りの動員により、受ける以外の選択の自由を許さない社会的・心理的圧力がかけられたことが、頒布成績に影響を与えたとも考えられる。信教の自由を理由に拒否してきた人々も、自らが居住する地域も含めた異論を許さぬ包囲網のなかで、ファシズム期の排他的な思想潮流に飲み込まれ、大麻を受けるようになる。繰り返しとなるが、これらの例は

いずれも大麻にのみ言及し曆に触れていないとはいえ、曆も大麻と共に同じ人的ルートをを用いて頒布されていた。

三、頒布強制——大麻の徹底的頒布とともに

(一) 信教の自由・政教分離を問う姿勢の閑却

戦前の曆は大麻と強い関連を有し、切り離して考えることはできない。とりわけ戦中期に大麻はこれまでにない頒布の徹底化を要請されるようになるが、曆もその動きと無関係ではなかった。本章では、これらに加え史料的价值も考慮して、大麻への言及が中心を占める。

昭和戦中期、日本の全戸に大麻を頒布することは当然の目標のように喧伝され、各地で達成に向けた動きが展開されていく。⁴¹その際、しばしば曆にも言及され頒布率の向上が呼びかけられている。昭和一四年一二月、全国神職会の機関誌『皇国時報』第七二七号に、前年に大麻頒布率全国第一位となった佐賀県の例が掲載された。同県は、「来る皇紀二千六百年の記念事業として」大麻を県下の全戸に漏れなく拝載せしめると高らかに宣言した上で、次のように述べる。

従来曆頒布の成績の至つて不良なるに鑑み、幸ひ明十五

年曆は皇紀二千六百年曆として又と得難き正曆本なる所より、之が頒布の成績をも更に県民各位の自肅に訴へて、その成績をして必ず三分の一以上に向上せしめんとどりよくしつゝある。⁴²

佐賀県は他の道府県に先駆けて全国で初めて、この記事の年度に管下大麻頒布率一〇〇%超を達成した。まさに全戸に大麻を頒布するとした声明通りの景況となり、⁴³その後毎年、大麻の頒布率一〇〇%以上を達成し続ける。⁴⁴曆の頒布率については「不良」とあるが、前年の一四年曆頒布時の全国平均が戸数千あたり一〇〇であったところ、佐賀県は一九九で全国約二倍であり、数値の上からは決して低いと言えない。ところがこの記事の後、翌一五年曆で頒布率三四〇となり、その後も続伸、一八年曆で九二七にまで達し、佐賀県は九割以上の戸で曆を受ける状況に至る。この頒布率はもちろん全国一位である。佐賀県は全国的に見ても頒布成績の極めて優良な県であったが、他の道府県でも、戦中期を通じて大麻と曆の頒布率は伸長していった。

決定的であったのは、政府による大麻の奉斎についての次の記事である。内閣直属の情報機関・内閣情報局編『週報』第二一八号（昭和一五年一二月二日）に掲載された、神祇

院による「神宮大麻の奉斎について」とする記事である。⁴⁵

天照皇大神の大前に奏上する祝詞のごとく漏るることなく落つることなく、一億同胞全戸拝戴するやうにならねばならぬのであつて、なほ一段と国民の大麻に対する理解をふかめねばならぬのである。（強調筆者、以下同様）

昭和一五年一月、紀元二六〇〇年式典が盛大に催されるなか、神職により長年要望された神祇院の設置がなつた。神祇院は、内務省の一局であつた神社局の廃止にかわり設置された官衙で、それまで神社局の管掌した事項にプラスして、敬神思想の普及をも管掌事項とした。つまり神祇に関わるイデオロギー的側面の普及・啓蒙の役割も新たに担うこととなる。神祇院は、設置されて一月後、右の誌上で大麻奉斎は国民の義務と明言した。「神宮大麻の奉斎は我が国民の伝統的信仰であり〔略〕日本精神の顕現としての崇高なる公の行事である」ともする。そして、国民が大麻を奉斎することは、「天照皇大神の御神徳を御継承遊ばさるる、現津御神天皇命に仕へまつるの道」であるとして、神宮の神札である大麻を紹介して天皇を結び付ける。さらに「挙国一致の体制を整へる」には、「天照皇大神の御神徳に帰一」し、天皇の「万々歳を寿

ぎ奉り」⁴⁵、「国運の隆昌を祈り奉る」ことよってのみ可能で、これらは大麻奉斎の精神に徹することで可能と語られる。つまり大麻奉斎は、「天照皇大神」と天皇そして国運の隆昌への祈りと相互に関連づけられ、それすなわち戦争遂行と勝利のために国を挙げて一丸となる「挙国一致」の方向性・終着駅であるとされることになる。

大麻奉斎は、日米開戦を控えたこの時期、国体や天皇、伊勢神宮の神聖性を受け入れていることを示す〈踏み絵〉としての機能を持つに至る。これは丁度同年九月、神宮神部署により大麻と暦の頒布概況を報告するために毎年出されていた『神宮大麻及暦頒布統計表』が、『神宮大麻及暦拝受統計表』とタイトル変更をしたことにも窺える。内容に変化なくタイトルのみの変更であるが、「頒布」という頒布者を主体とした中立的語彙から、受け手側の国民を主体にした上で大麻や暦を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布促進に努めた時代から、受け取りの辞退を想定しない時代へ移り変わったことを象徴的に示すものといえる。

ブリンは、全国民に大麻購入の強制が及ぶのは一九三〇年代の終わりからだとした上で、浄土真宗による大麻拒否の動向を追いながら、その徹底化の前に表向きの抵抗の消える時期を一九四一年とする。⁴⁶ 島蘭進も、大麻を拝受すべきとす

る圧力は一九三六年頃から生じていたとするが、結社の大麻の拝受拒否を犯罪として取り締まるには、一九四一年の治安維持法の改定、すなわち第七条「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的」とした結社や組織も取締対象となることが必要だったとする。そして一九四一年以降の創価教育学会の大麻拒否問題と、その苛烈な取り締まりを論じた。⁴⁷

筆者も、先の各論者が指摘するように、昭和一六年には大麻奉斎の徹底化が全国的に進み、以降は残る抵抗勢力がしらみつぶしに探し出され問題化し、大麻拝受に至らしめられたと考える。しかし元来、大麻の頒布は、とりわけ浄土真宗やキリスト教、一部の新宗教陣営から反発を招き続け、信教の自由の侵害だと糾弾されてきた。詳しくは別稿に譲りたいが、したがって政府は、以前の段階では奨励はしていても、大麻拝受を強制する態度を採っていたわけではなく、憲法に明文化された信教の自由の精神に矛盾をきたさぬよう相応に慎重な姿勢を崩さないように努めてきたように見える。

神宮神部署は、一般の神宮参拝者の便に供するために、神宮の主要な奉斎に関わる事項を略説した『参宮の栞』を毎年発行していた。その昭和二年版の「家庭に於ける神宮奉斎」には、大麻と暦の頒布趣旨や方法などが記された上で、「特

に注意せられたし」とする注意書きも付加されていた。

神宮大麻の普及奉斎は国家とし神宮として切望する所なるも、決して其の拝受を要請するが如き主旨なきこと⁴⁸

昭和二年という大麻の頒布を全国神職会に委嘱した最初の年であるが、これによると神宮神部署は大麻の拝受を強制するなど注意を喚起していたことが覗える。しかしこの注意書きは昭和六年版には掲載されなくなり、言説も次第に変化していく。昭和九年版には、その後も掲載され続ける一文が初めて登場する。

現在大麻の頒布、曆本の頒布は、「略」各地方庁等の特別な援助を得、各府県神職会に、其の府県に於ける頒布事務の担当を願ひ、神職又は市長村吏員の方々の奉仕の尽力によつて、毎年十月十五日から年末にかけて全国津々浦々に至る迄、家として之を拝受せぬものなき迄に頒布されるのである⁴⁹

『参宮の葉』の昭和二年版と昭和九年版では書き方に大きな違いがある。昭和二年版は信教の自由・政教分離に配慮した

注意喚起があるが、昭和九年版では全戸拝受を揺るぎない「事実」とする書き方になっている。強制的頒布の要請とまでは言えないが、奨励にとどまる書き方とも言えないこの一文は、昭和一七年版以降については未見であるが、少なくとも昭和一六年版までは掲載され続けた。

政府はそれまで、神社を「国家の宗祀」と位置づけ「宗教」ではないとの見解を採り、「宗教」ではないから政教分離の原則に抵触しないとしていた。しかし日中戦争から日米開戦という国家的危機の前で、その枠組みは次第に崩されていく。昭和一六年一二月の『皇国時報』には、以下のような記事が掲載されている。

明治御一新はこの国体真姿に復す聖業なりしに拘らず、輔弼の臣の誤りから外来文明に眩惑し、再び政教二元の政体を誘致する結果となつたのである。今の所謂官僚政治の思想と非も、爰に胚胎する。然して今や英米両国との戦ひや時間の問題にして必須である。併し現状のままではこの難関突破は至難である。何となれば今のま、では真の一億一心が期し得られぬからである。然らば真の一億一心は何に拠るかと申さば、それは指示と信仰の一元帰一に存する。本篇初めに申せし各国民固有の「神観」

と「神観」の戦ひ云々と言つた意味も、結局政、教一元国に最も早く脱皮した国の勝利に帰する問題と一つであるといふことを申して、この一文を擲筆する⁵⁰

ここでは、戦争の勝利の目的の前には国民の結束が重要であり、その目的の前には政教分離は誤りであり、政教一致の国家体制が必須であるとされる。「教」にあたるものは神社であり、すなわち「宗教」であることを含意する。これは諸宗教の信教の自由を閑却した論といえるが、他にも大麻全戸頒布にあたり公費支出を要求する論や大麻の普及徹底の責を内閣総理大臣が負うべきとする論などが次々と主張されるようになり、「難関突破」の前にこれらのプレゼンスは高まるばかりであった。

ところで大麻の頒布が徹底化されたという昭和一六年は、暦の通行上の統制が厳しくなった時期と丁度重なっている。昭和一六年五月、内務省は全国の道府県に「偽暦記事掲載出版物取締に関する件」とする通牒を出し、六曜、九星、十二直、二十八宿、方位、吉凶などが掲載された暦印刷物の発売禁止と、印刷済みのものの没収を命じた。⁵¹これは、戦時下の迷信や因習撲滅とそれによる生活改善と科学的生活の実践を目指す運動の一貫として、「お化け暦」に掲載される日取り

の吉凶が迷信を招くと問題視し流通の統制を図つたものである。官暦の頒布奨励と関連するとは必ずしも言えないが、当時の報道では、暦の通行に厳しい統制が加えられた結果、官暦が代替物として求められるようになり、官暦の頒布数は「激増」したとされている。⁵²

(二) 家庭祭祀の規格化と画一化

大麻の全戸奉斎は、家庭祭祀の徹底化とともに語られるようになる。神棚の設置様式や、祀る神々、神饌の供え方や儀礼の方法などが細かく指示され、家庭祭祀の全国的な規格化、画一化が進んでいく。

神棚は「家庭生活の中心をなすもの」であるから家の中で最も清らかで日々奉仕するのに都合の良いところが適当であるとされる。前面に注連縄をかけ左右に榊をたてる。四手は、奉書、美濃紙などを使い、その作り方も懇切丁寧になされる。祀る神々としては、「年ごとに天照大神の大御霊である神宮大麻を戴きまた氏神ならびに各自の崇敬する神々の神符を受け祀る」とする。神饌として、洗米と塩、水を日々お供えし、一日、一五日、祝祭日、家庭の特別な行事にあたっては、酒、魚、海菜（昆布、海苔）、野菜などを加えても良い。拝み方にも、拍手や御辞儀の順序や回数などの手順が示された。こ

れらは、当該期のいずれの資料においても、神祇院による神棚奉斎の仕方に準拠したほぼ同型であった。⁵³一連の指示内容からは、大麻の拝受を徹底化させることから一歩進めて、その奉斎を「正しい」様式で統一させ、手順を踏んだ日々の儀礼を通じて、国民のプライベートルーム空間にまで国家権力が入り込んでいく様子を見ることができるといえる。

昭和一四年に出版された『実践皇民道』には次のような一節がある。

皇国信仰の大本たる、天照大御神を奉斎し之れを崇拜する、神聖なる祭壇に三個所の異なる場所がある。

一、宮城内の賢所と 二、伊勢の神宮と 三、国民各戸の内の神棚が即ち其れである。

神棚は国民各自が、毎年神宮大麻を拝受して奉安する所であり、朝夕之れを奉祀拝礼して、宝祚無窮、聖寿万歳、天下泰平、万邦光被、五穀成就、家内安全、子孫繁栄を祈願し熱禱する所であり、又これによつて皇民生活を反省し、其の改新と躍進とを誓ふ所である。⁵⁴

国民の各家庭の神棚は、天照大神の奉斎される「宮城内の賢所」と「伊勢の神宮」と結びつけられ、朝夕奉仕拝礼するこ

とで、「皇民」意識を醸成する場所として捉えられている。「祈願」内容も、家内安全や子孫繁栄といった私的な幸福に関わるものよりも、天照大神や天皇、国に関わるものの安寧などに方向付けられていた。昭和一九年一二月の『中外日報』の「家の神棚に必勝祈願」では、戦争の勝利を神棚に日々誓い、祈願するよう奨励されている。⁵⁵同年、神祇院が「神棚の奉斎によつて、個々の家庭生活は、郷土生活に繋がり、更にまた国家生活に繋がる」としているのも同様で、神棚は、各家庭の神道式儀礼を通じて人々を国家に結びつける想像力を喚起する装置として機能していった。

(三) 抵抗する人々への抑圧

浄土真宗やキリスト教、一部の新宗教は、大麻の有した祈祷的性格や、大麻を祈願・礼拝対象とすることを問題とし、大麻奉斎を宗教行為ではないかとし、その強制を信教の自由への侵害と糾弾してきた。これらは政府が堅持した神社は非宗教であるとする見解と齟齬を生じさせた結果、大麻の性質と宗教性の有無、信教の自由と大麻頒布との関係性、明治憲法第二八条「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」の「安寧秩序」とは何かといった数々の論争を惹起することとなる。⁵⁷

真宗による抗議は、天照大神を祈願対象である「攘災招福の神」とし、大麻が祈祷の対象として製造された宗教的なモノだとして展開された。憲法に信教の自由は謳われており、また明治一年に大麻の受不受は自由とされたにもかかわらず、受け取りを断ると「非国民」扱いされ、強制される。全ての門徒が大麻を受けなかったわけではないが、最も執拗に抵抗したのは真宗教団と言われている。⁵⁸

新宗教で大麻頒布に抵抗をした団体として研究が既になされているのは、創価学会の前身・創価教育学会である。創価教育学会の会長・牧口常三郎らは、自宗の本尊以外の神仏の崇拜対象を尊ぶのは本来の仏法を謗り罪を犯すことになることとし（「謗法」）、大麻や神棚を取り払い焼却していた（「謗法払い」）。牧口らは大麻の受け取りを拒否し続け、昭和一八年七月不敬罪と治安維持法の容疑で逮捕される。翌年、牧口は過酷な獄中生活のなかでも信仰を譲らず、衰弱の末に獄死した。⁵⁹当時の創価教育学会は非常に小規模な集団であったが、如何に小規模であっても、国体や天皇、神宮の神聖性を受け入れない集団は、徹底的に咎められた。

既述したように、昭和一六年は大麻頒布の徹底化の節目と見なされてきた。その背景には、昭和一四年一二月に成立した宗教団体法と、島薮が指摘したように昭和一六年三月の治

安維持法の改定を指摘できる。昭和一五年に宗教団体法が施行されたのを受け、多くの宗教団体は国体に反しない教義の改変と国策の協力と教化活動に力を入れることで政府からの認可を求めた。同法に基づき真宗各派は昭和一六年三月に、キリスト教もカトリックは日本天主教教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年一月認可されている。また先に触れたように、治安維持法の改訂以降、結社や組織も「皇室並に神宮の尊厳を冒瀆」したとする理由で取り締まりが可能となった。

これらの動きのなかで、ほとんどの宗派、教団の管長や統理者、すなわち団体としては、神社参拝や大麻拝受、神棚設置を容認する方向に向かった。昭和一五年一二月には真宗大谷派法主の大谷光演が全国の門徒に「神棚を安置せよ」と呼びかけ、翌年には本願寺派も足並みを揃えたとされる。⁶⁰日本天主教教団の統理・土井辰雄も各地を巡説し、昭和一五年九月には長崎教区で大麻奉斎の徹底の決議に関わった。⁶¹日本基督教団の統理・富田満も昭和一三年、天照大神の祀られた朝鮮神宮参拝を、朝鮮人キリスト教信者が「殉教」も覚悟で抵抗していたところに、「神社は宗教に非ず」と教諭、承服の決議に至らした人物として知られる。⁶²

しかし創価教育学会のように結社・集団レベル、そして地

域レベル、個人レベルで抵抗は続いた。内務省警保局保安課編『特高月報』には、大麻拝受や神棚設置に抵抗する人々を要注意事項とする報告が見られる。昭和一五年六月の『特高月報』には、人口三三〇余名の地区である和歌山県新宮市永山区が要改善地区として報告されている。全区民が真宗の門徒であるこの地は、「信仰には一心あつてはならぬ」と他神仏を祭祀すること無く、神棚が全く設けられていなかった。報告は、改善策を講じている様子とともに、「各地に於ける真宗門徒等の信仰状況等に就ては極秘裡に相当査察を加ふるの要あるべし」と締めくくられた。⁶³「其の後更に次の如き事象を見るに至れり」と続報として、昭和一五年九月に、同県東牟婁郡七川村大字西川区が報告されている。この地域も戸数八〇戸のうち六四戸が真宗本願寺派の檀家で、いずれも神棚の設置をしていなかった。村からの神棚設置要請にも抵抗し、本山に「信徒として執るべき態度に就き何分の指示あり度き」と稟請する事態にまで発展した。しかし本山からの「大麻奉斎は何等支障なきも、唯世間に流布さるゝが如き所為は為さざる様」との「不得要領」な回答を受け、信徒一同去就に迷い、従来通りを申し合わせた。村民のなかには、「真宗門徒の斯かる頑迷なる態度は国民の一員として黙し難し」と非難攻撃する者もいたという。⁶⁴これらは、神棚の設置如何で、

一地域のなかで感情的亀裂が生じていること、そして設置強制の力が働いていることを示す事例といえる。その後も、昭和一八年一月の『特高月報』には「真宗王国」とされる島根県石見部の神棚未設置部落が問題となっている。「仏本神迹」「法主国従」に「固執」する門徒が多く、神棚を設置したが、後に焼却、大麻の奉斎もない家が多かったとされ、部落名、および総戸数と神棚未設置戸数、そして未設置理由などが細かく報告されている。「一般国民の戦意に及ぼす影響少なからざる」と問題視され、指導取締を行った結果、漸次改善に向かっていると締めくくられている。⁶⁵

キリスト教徒についても、各地の神社参拝や祭典参加拒否の動向とともに、大麻や神棚に関わる行動についても要注意動向として報告がなされている。昭和一七年二月の『特高月報』では、宮崎県宮崎郡田野村字法光坊の、大麻奉斎および祝祭日の国旗掲揚拒否が問題となっている。この部落は戸数四〇戸中二九戸がカトリック信者で、「基督教妄信の結果敬神崇祖の念なく」、「臣民道に反する」と糾弾される。続けて同号では、熊本県天草郡富津村大字崎津のカトリック信者の態度も問題視される。この部落は戸数三〇〇戸中五〇戸が信者で、その「偏狭なる態度」に一般村民から非難を受けてきたが、最近大麻奉斎をするようになった。しかし神社に対

する態度には依然として変化なく、神社の奉仕活動を「白眼視して」拒否し、神社参拝にも「釈然」としない態度を示す者もあり、村民との間に物議を醸し村の平和を乱しているとされる。⁶⁶この例からは、大麻奉斎という形式にとどまらず、「帝国臣民」を内面化した精神まで要請されていたとともに、大麻を受け神棚を設置したからといって必ずしもイデオロギーまで内面化していない人々の存在を覗い知ることができ。その後、昭和一九年一月・二月・三月の『特高月報』では、大麻奉斎を拒否する個人の名前まで報告されるに至る。長崎県北松浦郡平戸町新町のカトリック教徒は、「自分はカトリック教だからそんなものは要らない」と大麻を拒否したが、町内会長に「懇々と説得」されて漸く受け取ったという。長野県上伊那郡赤穂町の牧師は、隣組長の一員として隣組長会に出席したところ、町内会長から組員に頒布する大麻を渡されたため、「御札は昨年のもので間に合はせてはいけませんか」と拒否しようとした。会長が立腹したため、やむを得ず受け取ったが、上着ポケットにねじ込もうとしている様子を見られ、「不謹慎」と非難されている。秋田県平賀郡横手町でも大麻を拒否したキリスト教徒二名、天理教、法華宗、真宗それぞれ信者一名が問題化した。「憤激」した常会長は「皇祖を軽んずるが如き態度をとる者は日本臣民に非ず」と攻撃、

配給停止も視野に入れるとした結果、彼らは漸く受け取ったという。問題となった個人は、いずれも実名が、場合によっては住所まで記されている。⁶⁷これらは、全国しらみつぶしに拒否者を発見し問題化したファシズム期の排他的な思想統制をよく示す事例といえよう。

四、時間の統一

(一) 国民儀礼の時間的統一

昭和戦中期、大麻は如上の方法で頒布されてきた。大麻拝受の徹底化は進み、結果として全国の戸の九割以上で奉斎されることになる。一方の暦は「正暦」とも「国民生活ノ基準ヲ立テ、業務ニ精励シ、良風美俗ヲ修整シ、精神作興上規律アル主要ノ役割ヲ為スモノ」⁶⁸とも言われ、皇民の証として強制される大麻とともに頒布、ともに拝受を奨励された。既に述べたように、統計的にも、暦の頒布率は大麻のそれと軌を一にし、昭和一六年度以降、顕著な伸長を見せている。

当該期、少なくとも頒布の現場において、大麻は主役で暦は脇役であったかもしれない。しかし暦を、単に大麻とともに頒布されたから頒布率の伸長をみ、それ以上の意味を持たないモノであったと見なすならば、国家により戦前期に一貫

して統制を受け、頒布を推奨され続けてきた理由を推察することは難しい。ここでは戦前の日本にとって暦とはいかなるものであったかを考える一助として、日中戦争から先の敗戦にかけて取り組まれた、①「国民奉祝の時間」や「全国民黙禱時間」と名付けられた全国規模の国民儀礼と②既存の暦の改良と統一に向けた動きに触れたい。

暦には、(1) 今日を何日であるとする日付、すなわち時間の確定とともに、(2) 入学式、始業式、終業式の日取りを知らせる学年暦、農作業の日取りを示す農事暦、始祖の生誕日や各種宗教行事の日取りを記す宗教暦のように、意味を付与した日取りを知らせる機能がある。後者により暦は、年頭からの一年間に「いつ」行事や祭祀、儀礼を行うかを人々に周知することを通じ、時の秩序を象徴的に示すものとなる。戦前の暦は、天皇家に関わる行事の日取りを祝祭日として国民に周知し、とりわけ戦中期になるとその日に国民の動員を要請する機能を持っていた。通常は意識されないだろうが、大麻奉斎・神棚の拝礼、神社参拝、祝祭日の行事を「いつ」行うかを知らせるのは、暦の存在無しにはできない。暦が無ければ、時間は何の区切りも流れもない緩慢な流れでしかない。先に紹介した奈良県二階堂村役場・同村内小学校の「大麻及暦のこと」と題するチラシにはそれを示す興味深い一節

がある。暦には、実用性以外に、一年という時間を天照大神を中心としたコスモロジーの下に意味づけ、国民の生活の「指導標」となる精神的意義があると説かれる。

一年三百六十五日（或は六日）その一日一日は、何れも、神さまのみ恵をいたゞいて、日ぐらしをさせていたゞいてゐる私共日本人であります。願くば、その一日一日を、天照大神のお守りをいたゞき、そのみ心にかなひ、神国日本人としての生活にまちがひのないやうにと、そうした心持を以て、毎日毎日見ていく為の暦であります。実用的ばかりではありません、そこに、大麻と共に拝受すべき尊い精神的意義があるのであります、かういう性質のものであります。故に、暦は常に家内一同の見やすい所にかけておくのが、本義であると思ひます。即ち、神宮から頒布される暦は、神恩奉謝の報恩帳であり、敬神生活の反省記録であり、神国日本の国民としての、向上生活の指導標であります。⁶⁹

明治改暦後の日本でも、世界暦の提唱と使用を求める世界的な改暦運動などの影響もあり、暦の改良を目指す動きは存在した。⁷⁰しかし日中戦争から日米開戦を経て先の敗戦までの

期間、祝祭日や記念日などに国民を動員する圧力と、曆そのものに対する注目度は明らかに高まる。それはこの時期に、戦争を通じて、従来の植民地や「満州国」に加えて、中国大陸や東南アジア一帯に「帝国」の版図が広がったことと関連がある。多民族、多言語下において、言葉を使用せずとも行ないうる共通の儀礼などを共通の日取りで行なうことが、統一という喫緊の課題を前に、内地以外でも求められたからである。

原武史は、国民精神総動員運動の一環として、昭和一二年一月の明治節に初めて導入され、昭和二〇年二月の紀元節まで続いた人々の動員を「時の支配」として論じる。⁷¹ 当該期、祝祭日や記念日などに、特定の時間があらかじめ告知され、その時間に「大東亜共栄圏」全域で、ラジオの時報やサイレンなどを合図に、人々は一斉に東京の宮城や靖国神社、伊勢神宮などに向かい一分間遙拝や黙祷、万歳を叫ぶなどした。具体的な日取りは、四方拝、明治節、天長節などの祝祭日、陸軍・海軍記念日といった戦争関係の記念日、さらには天皇が靖国神社や伊勢神宮に参拝する日やした日などである。時間も厳密に指示された。天皇は昭和一三年から臨時大祭に合わせて靖国神社に参拝するようになるが、天皇が玉串を捧げる午前一〇時一五分ないし三〇分が「全国黙祷時間」とさ

れ、天皇と臣民が等しく「英霊」の前で頭を下げた。万歳の場合はその対象が天皇であるが、宮城遙拝ならば天皇や宮中賢所、靖国神社ならば「英霊」、伊勢神宮ならば天照大神にそれぞれ祈ったことになる。これらが始められる直前の昭和一二年一〇月には、時報の統一により内地、植民地、「満州国」の時差が無くなりすべて中央標準時となり、ラジオも急速に全国普及し、正確な時間を人々に知らせるようになる。これら国民儀礼は、昭和一五年に結成された大政翼賛会にも引き継がれていく。

(二) 曆の改良と統一という課題

定められた共通の時間に国民が儀礼の参加を求められるという形での、時の統一が図られただけではない。戦争を通じて、帝国の「版図」が拡大することにより、それら全域に共通の曆を施行することが真剣に討議されるようになっていく。以下、まずは小林春樹に従い、大政翼賛会興亜局により行なわれた曆法調査活動とその具体的成果である全一三冊から成る「曆法調査資料」について概観する。⁷² これらの成果は、天文学者を中心とした九名の有識者（著者不明も含む）によって、興亜局の設置があった昭和一七―一八年に編纂された。一冊は平均一九頁に過ぎない小冊子であるが、それぞれで改曆問

題、各地（満州国、支那、南方諸地域など）の暦法に関する具体的研究、暦学史的研究、民俗学的暦学研究といった内容を論じている。共通して見出されるのは、現行のグレゴリオ暦に対する問題意識——誤差の大きい置閏法、天文学的に意味を持たない歳首、不揃いな月毎の日数、曜日と暦日の不一致——であり、改良した新たな暦を日本が主導して作成するという目的である。背景には、日本が「大東亜共栄圏」の樹立に際し、グレゴリオ暦に代わる新たな暦を作り、「大日本皇国全土に布き、以て世界新秩序に於ける健全なる新文化建設に率先先駆するは、大東亜戦下、我が国に課せられたる急務なり」とする理解があった。具体的には、立春を歳首とすること、曜日の廃止、皇紀二六〇〇年（昭和十五年）を暦元とし「大東亜紀元元年」あるいは「八紘一宇元年」とすること、四季をほぼ等分し月毎の日数をほぼ統一、置閏法の変更などが改正暦案として提起されている。これは暦法調査というプロジェクトの本質的目的であったにせよ、歴史・文化的背景の異なる地域に単一の暦法の強制は宗教的・社会的混乱を惹起するとした指摘もなされており、著者によってその姿勢に温度差もあった。

当該期、暦に関わる問題や改暦についての議論は大政翼賛会興亜局の中だけでなされていたのでは必ずしもなく、一部

の天文学者が牽引していたとはいえ、新聞誌上などでも見ることが出来る。昭和一七年五月九日の『中外日報』には、「暦法調査資料」の著者の一であった東方文化研究所の理学博士・能田忠亮による記事が掲載されている。現行の太陽暦はキリスト教に基づく宗教的権威を持ったもので、多くの不完全な欠点世界的にも認識されているにもかかわらず、復活祭の日取りなどの点から改正できない。それを採用した日本では、冬の最中に春が来るといった「矛盾」と「屈辱」を長らく忍んできたと憂い、英米依存の暦を用いるということは属国の意味を有するのだから、日本は国体に合う暦を作成すべきと喝破する。⁷⁴ さらに能田は興亜局廃止後の昭和一八年一〇月にも、「暦法の改良に就いて」とする記事を六日間に亘り寄稿する。現行の暦は、皇国日本において敬神思想の昂揚に資することなく、正朔を奉ずるという東洋暦法の本義を忘却すること甚だしい。改暦をすることで大東亜に新秩序が建設できるとする結論は、「暦法調査資料」と同一である。⁷⁵ 昭和一九年二月一九日には「日滿華を通じて改暦運動高まる」とする記事も掲載され、同じく能田が大政翼賛会興亜総本部と改暦実現に向けて協議している⁷⁶とある。

「暦法調査資料」の著者でもあった京都帝国大学理学部教授・荒木俊馬も、大東亜新秩序建設にあたり必須の前提とし

て、統一した貨幣制度の樹立、度量衡の整理、公用語としての日本語の普及を挙げる。そしてこれらと並列して行なわれるべきもの、否、根本的に重要なものは公用暦であるとする。⁷⁷

その後ほどなく敗戦を迎え、改暦や統一の暦が実現することとはなかった。しかしこれら一連の動向や言説からは、戦時下の帝国の「版図」拡大に伴い、「版図」全体で通用する暦の施行が国家的課題と受け取られていたことが窺えよう。

おわりに

戦前の暦は常に政府の統制下に置かれていた。昭和戦中期には政府による頒布奨励も目立ち、頒暦数も伸長、昭和一八年に最高値を記録する。この背景には、試行錯誤を経て成立した、全国の戸に洩れなく頒布できる緊密な頒布網の成立と、各地での頒布方法の工夫——小学校の児童や青年団、婦人会の動員、隣組組織の利用など——をまず指摘する必要がある。戦中期に入ると、共に頒布されていた大麻は、国民の神宮への崇敬心を示すものとして、各戸に一体を目標とした頒布の強化がなされていく。とりわけ昭和一六年以降は、他の論者も指摘するように、それ以前と異なる徹底的な強制化の局

面に至る。当初は信教の自由などを理由に拝受拒否をしていた人々も、多くの場合、この時期の排他的な思想潮流に抵抗しきれず拝受へと舵を切っていった。戦時下の頒暦数の伸長は、暦と大麻の関連を無視して説明することはできない。暦の頒布は大麻のそれと強く結びついていた故に、大麻の頒布徹底化は頒暦数の伸長も促した。昭和一六年以降は、民間の暦の統制が強化されたことも手伝い、頒暦数は加速度的に伸長した。

とはいえこのように暦を単に大麻の従的・補助的な位置づけのみで捉え、大麻の頒布強制のみを頒暦数の伸長の要因と見なしては、戦前の国家にとって暦が持ち得た意味を充分に理解することはできない。こういった大麻を主、暦を従とする理解は、当該期にも存在している。ある神職関係者は、実際の頒布の現場で答えられなかった問いに「神宮暦については、如何なる理由で神宮から大麻と共に、頒布せられるか」⁷⁸があるとし、暦についての啓蒙活動を要望した。大麻については敬神思想を体現するものと一般的にも理解されていたのだろうが、暦については頒布従事者にとっても不明瞭な部分があった。このことは、大麻の頒布数（内地）が終戦時まで伸長し続けたのに対し、頒暦数（内地）は昭和一九年に減少に転じたところにも別の形で現れている。昭和二〇年三月の

『中外日報』には、大麻の奉製にあたり用紙はかろうじて確保できるが、中身の用材は「入手運搬の関係上頗る困難」であるとする記事が掲載されている。「国民の必勝信念をますます振起せしむる」ために大麻は必須であるため、従来よりサイズを小さくし、資材の節減を図り奉製する対策を採るという。一方暦については、紙不足のため頒布数を既に減らしたが、今後は従来の冊子から一枚刷りへ形態を変更し遍く頒布するという⁷⁹。大麻には極力変更を加えず、暦の製造数の削減や大幅な形態変更で乗り切ろうとする対応の背景には、大麻の方が枢要で優位な位置づけにあるとの認識が窺える。大麻には伊勢神宮や天皇、国体との関係性が明瞭に看取される一方、暦はそれらとの関係性も不明瞭な部分を残し、その意味や役割も見えづらくわかりにくかった。

しかし、このように当時の人々にとってもその意味が意識の表面に上がってこなかったところにこそ、暦を統一し全国津々浦々にまで届けていたことの蔵するイデオロギー性の深さが見られると言える。大麻が、国体や天皇、伊勢神宮の神聖性といったイデオロギーを受け入れたことを明瞭に体现するものであったとするならば、暦は日取りの意味付けを告知することを通じてそれらを時間の流れのなかに配分し時を秩序づけるものである。「帝国」の版図が広がり、様々なイデ

オロギーのせめぎ合いがもたらされるなかで、「大東亜共栄圏」全域で同一の日付で同一時刻に行なわれる「国民奉祝の時間」のような儀礼へ国民が動員され、また国体に即した暦への改暦と「共栄圏」全域でのその暦の適用が要請されるようになる。こうした動きは、大日本帝国が全民族を指導して、皇室に関わる祝祭日などの下に国民生活を統合・統一し、大東亜新秩序を建設するという喫緊の国家的課題を共有していた。国民儀礼の強制や公用暦の施行は、大日本帝国の描いた天皇を中心とする独自の国家像を反映したイデオロギー性を蔵する時間に服することを要求するものであり、言い換えると、「時の支配」を意味した。単に日付を太陽暦で提示するだけのものではなく、こうした体系と一体的に新たな暦日意識の定着を促す側面を見逃すことはできない。戦時下の暦は、平時には見えにくいこの側面を先鋭化させた。

「国民奉祝の時間」などに動員される国民は、大日本帝国が国民に要請するイデオロギーの内面化を必ずしも伴っていなかったし、そのイデオロギーが合理的なものでないことも少なからず意識していた。東京医科大学の学生・山田風太郎は、昭和一九年一二月、敵機が襲来し、「二十世紀中期の科学戦」が行なわれる最中に、午後一時二二分に伊勢神宮を遙拝黙禱する理由がわからず、二年前に天皇が参拝し必勝祈願

した時間だと聞くに及び、ただ一言「珍なり」と日記に記す。外交評論家・清沢洸も同時刻の祈願を提唱した首相・小磯国昭について「神風をまき起す祈願を真面目にやる人」と皮肉っている。⁸⁰

しかしこうしたイデオロギーも、排他的に強制され、ノイズが取り除かれることを通じて、「珍なり」と表現されるような本来的性質を含んだまま、社会のなかで〈純化〉していく。雑多なイデオロギーの共存を許さないこの〈純化〉は、暦についてであれば、昭和一六年の「お化け暦」の迷信排除を目的とした統制強化という施策にも読み取れる。それは官暦とは異なる時の秩序の排除を意味した。また同年以降は新暦使用の徹底化も進んだと言われるが、これも旧暦という異音を排除し、新暦という共通の時に国民を服させることを目指す動きといえる。⁸¹ 戦中期の頒暦数は、これら一連のノイズ排除の進捗に伴って、伸長していったものであり、昭和一八年はこのイデオロギーの〈純化〉が極限に達していた時期として理解することができる。⁸²

ナシヨナリズムの最も基礎的な条件にしばしば同一言語の共有が挙げられるが、これがまた言語の統一というベクトルを持ったことは周知の通りである。ところが先に挙げた荒木の公用暦の提言では、暦の統一がより基礎的なレベルのもの

とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助的な位置づけに収まりきるものではない。先に述べたように、暦は人々の生活の基底部分に余りにも直結しているため、一般にその存在意義や役割を認識することは難しい。しかし筆者の視点からは、近代の暦が本来的に科学的なものでイデオロギー的に中立であるかのように見ることは到底できず、近代の神社神道史との目立たないだけにそれだけ根深い関連を看取せざるを得ないのである。

*引用文及び参考文献の表題は、筆者により適宜新字に改め、句読点を加えた。

*本研究はJSPS科研費18K00092の助成を受けた。ここに記して、感謝の意を表す次第である。

(しもむら いくよ・本学経済学部非常勤講師)

1 小池淳一『「お化け暦」の発生と展開』『歴博』第二一〇号、二〇一八年、二二―二五頁。

2 西内雅「神宮暦の研究」『神道史研究』第一一卷第三号、一九六三年、一一―一三頁。鈴木義一「頒布大麻及び暦について」『神宮・明治百年史 補遺』神宮司庁、一九七一年、二二五―二二八頁。両論考は、西内が皇學館大学教授、鈴木が神宮欄直在職時に神宮研究の一環として執筆され学的見地を有するものといえるが、神宮の暦についての研究は、筆者の論文（下村育世「昭和戦前期の頒暦——神宮大麻との

- 関連から「東洋大学人間科学総合研究所紀要」第二〇号、二〇一八年、一六七—一八四頁）で触れたことを除き、管見の限りこれらのみである。なお西内の示した頒暦数には、数値の典拠元の記載がないが、筆者の調査（注5参照）からも正確であると考ええる。
- 3 改暦に着目した研究の典型例として、岡田芳朗『明治改暦——「時」の文明開化』大修館書店、一九九四年が挙げられる。一般に改暦前後期で記述を終え、後の動向に十分な関心を払わない傾向があった。
- 4 荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編（2）——「官暦」の頒暦状況について」（『千葉商大紀要』第五二巻第三号、二〇一五年、八七—九九頁）及び、荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編（4）——官暦の流通の地域的偏り」（『千葉商大紀要』第五五巻第一号、二〇一七年、四七—六四頁）。加えて、下村、前掲論文、二〇一八年でも触れている。
- 5 頒暦数については、神宮司庁編『神宮便覧』、神宮神部署編『神宮大麻及暦頒布統計表』・『神宮大麻及暦拝受統計表』・『瑞垣』に拠っている。昭和一八年以降の数値は、神宮司庁広報室編『瑞垣』第一六三号（一九九三年一月、八一—八五頁）に拠る。大麻の頒布数も同史料に拠ったが、中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』神社本庁、一九九八年も参考にした。
- 6 外地とは、朝鮮、台湾、満州関東州、南洋、樺太、ハワイ、居留地などである。これらの地域にも暦と大麻を頒布していた。
- 7 注5参照。
- 8 例えば『神宮便覧』には年で、『神宮大麻及暦頒布統計表』・『神宮大麻及暦拝受統計表』・『瑞垣』には年度で表記されている。しかし『神宮便覧』の「昭和三年」と、『神宮大麻及暦頒布統計表』の「昭和三年度」の頒布数の数値は同一である。
- 9 神宮神部署は製造と頒布を管掌したため、ある年の暦を用意するために前年から製造を開始し備える必要があった。年度で捉えるのはそこに理由がある。『瑞垣』第二二号（神宮神部署編、昭和一二年五月、二二頁）には、「神宮神部署にて昭和十一年度神宮大麻及暦の奉製並に頒布が修了したので、昭和十二年二月二十五日午前十一時神宮神部署第一分室において神宮大麻及暦製造修了祭を、同年三月一日午前十時
- 内宮神楽殿において神宮大麻及暦頒布終了奉告祭を、それぞれ〔略〕執行した」とあり、昭和十一年度に昭和十二年暦を製造頒布していたことが窺える。
- 10 戦後の神宮暦の頒布数も、昭和一八年のそれを超えた年はない。
- 11 大麻の研究は、学術的観点からなされることが多い。中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』神社本庁、一九九八年。神社本庁教学研究所編『神宮大麻頒布の歴史』『神社本庁教学研究所紀要』第九号、二〇〇四年、一七三—二三二頁。神社本庁教学研究所編『毎年頒布の理由——新年を迎へるにあたり』『神社本庁教学研究所紀要』第一〇号、二〇〇五年、五〇—九一—五二四頁。神宮司庁『瑞垣』神宮大麻全国頒布百周年記念号九六号、一九七二年。藤本頼生「地方神職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」『明治聖徳記念学会紀要』四九巻、二〇一二年、一六五—一八五頁。このような立場に拠らず、社会的立場から研究した論文に、ジョン・ブリン「近代天皇制と大麻問題」（高木博志編『近代天皇制と社会』思文閣出版、二〇一八年、四〇五—四三三頁）がある。
- 12 西内、前掲論文。
- 13 下村、前掲論文、二〇一八年。
- 14 戦前の麻暦の頒布制度や体制の変遷史については、以下を参照のこと。下村、前掲論文、二〇一八年。
- 15 『任免裁可書』大正元年・任免巻二十二、任B〇〇六五三一〇〇、国立公文書館所蔵。藤岡好古以下の来歴については、『神道人名辞典』（神社新報社、一九五五年）を参照した。
- 16 神祇院編『全国神職会編』近代神社行政史研究叢書V 神社局時代を語る 全国神職会沿革史要 神社本庁教学研究所、二〇〇四年、四〇—四二頁（神祇院教務局調査課昭和十七年刊と全国神職会昭和一〇年刊の複製合本）。なお本文には佐上による回顧談であることは記されていないが、「私の局長時代に神宮神部署文書を半分廃止して半分だけ残した」とあることから、同時期に神社局長の任にあった佐上とした。
- 17 『神社協会雑誌』（大正一三年一〇月）には、内務省神社局による調査「神宮大麻及暦頒布方法改善ニ関スル調」が掲載されている。全国神職会に頒布委嘱される直前に行なわれた調査であり、道府県ごとの

当時の麻暦の頒布方法が記されている。各地の工夫をこらした頒布方法が示されているが、逆に言うと各地で頒布の仕方は異なっていたことを示している。

18 柳田国男は『先祖の話』（一九四六年）のなかで、神棚の神様が異なる神様であるかを人々は意識していなかったとする。

神棚の神様は、実は何様であるかはつきりと意識していなかったのである。ただ年の暮には伊勢の御祓の札が配られ、また土地の氏神社からも御札が渡り、それを神棚の上に納めることになるのであるから、大方はこの大小両処の神を拝むことになるのであるかと、漠然とそう思っていただけであった。そういういい加減なこととはよろしくない。たしかに一国の宗廟を拝むものと心得よと、いったような勸説は行なわれているが、それはまったく新しい大改良であつて、事実は少なくとも以前にはなかったことである（『柳田国男全集』一三巻（文庫版）、筑摩書房、一九九〇年、四八頁）。

19 神宮神部署編『瑞垣』第一五号、昭和一〇年一〇月、一八一―二二頁。

20 ブリン、前掲論文、二〇一八年。

21 神宮神部署編『瑞垣』第二〇号、昭和一二一年二月、二二頁。
22 神宮神部署編『瑞垣』第一九号、昭和一一一年一月、一九頁。昭和七年度の従事者の計が三五、二四四人（神宮神部署編『瑞垣』第八号、昭和八年一二月、三五頁）であったことを考えると、短期間に従事者の増加が見られ、その他の公務員に分類される頒布従事者の増加が目立つ。ただし各道府県により内訳は様々であり、従事者にその他の公務員がいない県も多い。

23 神宮神部署編『神宮大麻及曆頒布関係例規』昭和九年。

24 同前。

25 神宮神部署編、前掲『瑞垣』第一九号、九頁。

26 例えば大正九年一月一日付で神社局長から北海道庁長官・府県知事宛に「神宮大麻暦頒布普及方ノ件」とする通牒（神司社第六六号）が発されている。

27 神宮神部署編、前掲『神宮大麻及曆頒布関係例規』。

28 『秋田県報』第一八五号、昭和三年一〇月一九日。

29 『秋田県報』、『京都府公報』を参照。

30 神宮神部署編、前掲『神宮大麻及曆頒布関係例規』。

31 神宮神部署編『瑞垣』第二一号、昭和一二一年五月、二三頁。

32 ただし道府県庁、市役所、町村役場といった頒布を援助する機関や、曆の知識の啓発に資する小学校や中等以上の公立学校などに曆を寄贈するという寄贈曆という制度は以前からあった。頒布数伸長の効果はあまりなかったとされるが、公立の学校教育を通じて神宮の曆こそが正曆であるという認識を人々に植え付ける機能はあったといえる（神宮神部署編、前掲『神宮大麻及曆頒布関係例規』）。

33 神宮神部署編、前掲『神宮大麻及曆頒布関係例規』。

34 神宮神部署編『瑞垣』第三号、昭和七年三月、四四頁。

35 「神宮大麻及曆頒布始奉告祭」のことか。

36 鹿兒島県神職会「頒布実際二就テ参考実例 昭和七年度大麻及曆頒布ノ状況」年不明、神宮文庫所蔵。

37 二階堂村役場・二階堂村内小学校「大麻及曆のこと」、年記無し、神宮文庫所蔵。本資料には出版年の掲載はないが、「昨年」に於ける大麻拝受の割合は、（略）わが奈良県は、四割三分で尻から十番目であります」と文中にあることから、「昨年」を昭和一一一年、出版年を一二二年と比定できる。四枚刷りのチラシ様のもので、「ぜひ、おはりまで、およみください」と注意書きがされている。村役場と小学校を介して配布されたと考えられる。

38 「神宮大麻及曆頒布状況視察談」昭和八年、神宮文庫所蔵。本史料は、神宮神部署署長・遠山正雄が昭和八年一月三〇日、同年の各県の頒布式等に自らが参列・挨拶した様子についての講話を行なうにあたり作成した原稿の写しである。

39 「神宮大麻の奉斎」『市政週報』第一三七号、昭和一六年、六一―七頁。

40 「神宮大麻奉斎の普及は先づ家庭祭祀の徹底化が急務」『皇国時報』第八〇六号、昭和一七年二月一日、二頁。「町会隣組を通じて、洩れなく大麻奉斎 帝都の頒布方法決る」『中外日報』昭和一六年一〇月一日、三頁。

41 戦前の大麻の頒布にかかわる研究としては、ブリンの前掲論文や、赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」（校倉書房、一九八五年）、樋浦郷子「神社・学校・植民地」（京都大学学術出版会、二〇一三年）

- などがある。
- 42 「皇紀二千六百年を期し大麻の全戸頒布に邁進」昭和十四年二月一日、九頁。
- 43 以下、佐賀県の麻暦頒布率については、注5。
- 44 管見の限り、昭和一七年度までの道府県別での頒布成績が判明している。
- 45 『週報』は、昭和一一年一〇月一四日に官報の付録として、当初、情報委員会で編集、内閣印刷局から創刊され、昭和一五年には内閣情報局により発刊されている。三四頁。
- 46 ブリン、前掲論文、二〇一八年。
- 47 島蘭進「抵抗の宗教／協力の宗教——戦時期創価教育学会の変容」、倉沢愛子他編『日常生活の中の総力戦』岩波書店、二〇〇六年、二二九—二六八頁。
- 48 二五頁。
- 49 三九頁。
- 50 長澤九一郎「祖孫一体のまつろひ（三）」『皇国時報』第八〇一号、昭和一六年二月二日、一一三頁。
- 51 「迷信記載の暦を発禁 大安や仏滅などを一切追放」（『朝日新聞』東京夕刊、昭和一六年六月一日、二面）や、「日の迷信」抹殺——街の暦発禁に 十干十二支は残す（『読売新聞』夕刊、昭和一六年六月一日、二面）、「六曜九星の迷信に『断』」（『京都日出新聞』昭和一六年六月一日、三面）など。
- 52 「一般民間暦の禁止で 神宮暦の希望激増」『中外日報』昭和一七年四月一九日、三面。
- 53 「リーフレット『神棚奉斎の仕方』神祇院教務局で出版」（『皇国時報』第七九二号、昭和一六年九月二日、九頁）、「家庭の中心となる神棚のまつり方」（『京都日出新聞』昭和一六年二月一〇日、四面）など。
- 54 牧野秀『実践皇民道』修養団、昭和一四年、一六九—一七〇頁。
- 55 『中外日報』昭和一九年二月二九日、五面。
- 56 神祇院『神社本義』昭和一九年、二二二頁。
- 57 キリスト教陣営からは、松山常次郎『大麻と神棚の問題』（昭和一三年五月）、松山常次郎「宗教運動 神社問題と基督教」（内務省警保局保安課編『特高月報』昭和一三年八月、一一七—一二二頁）など。浄土真宗からは、伊藤義賢『神社と真宗教徒——根本的にして最後の帰結を明示せる』（竹下学寮出版部、昭和九年）など。
- 58 ブリン、前掲論文、二〇一八年。
- 59 島蘭、前掲論文、二〇〇六年。
- 60 ブリン、前掲論文、二〇一八年。
- 61 「大麻奉斎の徹底 天主教長崎教区の決議」『中外日報』昭和一六年一〇月一四日、三面。
- 62 松山、前掲、昭和一三年八月。
- 63 九一頁。
- 64 一一三—一四頁。
- 65 九八—一〇〇頁。
- 66 一〇七—一〇九頁。
- 67 昭和一九年一月、一〇二頁。同年二月、一一〇—一一二頁。同年三月、一一四頁。
- 68 神宮大麻及暦頒布始奉告祭の後の頒布事務談合会にて、神宮神部署署長による挨拶の中の言葉（神宮神部署編『瑞垣』第二〇号、昭和一二年二月）。
- 69 二階堂村役場・二階堂村内小学校、前掲。
- 70 平山清次『暦法及時報』（恒星社、昭和一三年）などを参照のこと。
- 71 原武史「戦中期の（時間支配）——『可視化された帝国』補論」『みず』第五二二号、二〇〇四年、二八—四四頁。
- 72 小林春樹「大政翼賛会興亜局編纂の『暦法調査資料』について——戦時科学史的視点からの暦学研究の試み」『東洋研究』第一五六号、二〇〇五年九月、七三—一〇五頁。
- 73 同前、一〇二頁。
- 74 「東洋暦確立に 日本独自の編暦が急務 暦は今も英米依存」、三頁。
- 75 「暦法の改良に就て（一）」（六）『中外日報』五—一〇日、それぞれ一面に掲載されている。
- 76 二面。
- 77 荒木俊馬『科学論叢』恒星社、一九四三年、二六一—二六二頁（『現代』昭和一七年九月号の再録）。

- 78 「神宮大麻奉斎の普及は先づ家庭祭祀の徹底化が急務」『皇国時報』第八〇六号、昭和十七年二月一日、二頁。
- 79 昭和二〇年三月二十五日、二面。この記事は頒布数や頒布年についての誤植が多いのに注意されたい。昭和二〇年度より、記事の通り、新たに略暦が製造頒布され、これが二四〇万部以上あったようである。これを合算したため昭和一九年度の頒布数よりも伸長したが、本暦と略本暦の頒布数は約七五万部まで落ち込んだ（神宮司庁広報室編、前掲『瑞垣』第一六三号）。
- 80 原、前掲論文、四二頁。
- 81 今野真「十五年戦争と旧暦の否定——秋田県本荘町『志村日記』を中心に」『仙台電波工業高等学校研究紀要』第三一号、二〇〇一年、一二七—一三四頁。
- 82 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも窺うことができる。昭和一九年の「神宮大麻及暦頒布始奉告祭」後の頒布事務談合会では、大麻の表彰金制度について「国民敬神思想の向上等の結果、最近では全戸奉戴に近い頒布成績を見るに至り、最早この規定の必要を認めな」と辞退案が議題に挙がった（「神祇会代表の総意 表彰金辞退提案 神宮大麻頒布事務談合会」『中外日報』昭和一九年一〇月一日、二面）。これは前年の昭和一八年の大麻頒布状況、すなわち国民の敬神思想が、当時の頒布に関わる側から見ても、極みに達したと認識されたことをよく示している。